令和８年度第２回半田市障がい者自立支援協議会　議事録

日　時	令和８年１０月２１日（水）　午後１時３０分～午後３時２０分
場　所	半田市役所４階大会議室
出席委員	吉川会長、金森委員、加藤（友）委員、加藤（昌）委員、森田委員、土井委員、坂入委員、外園委員、草野委員、佐藤委員、山本（加）委員、村上委員、山本（瑞）委員、杉江委員 （委員２０名中１４名出席）
欠席委員	立石副会長、藤田委員、岡崎委員、大田委員、山﨑委員、中村委員
市関係者	福祉部長、こども未来部長、つくし学園長、保育幼稚園課、学校教育課
事 務 局	地域福祉課（山本課長、岡澤、中村、天野）、子育て相談課（間瀬課長、櫻井、榊原）、半田市障がい者相談支援センター（加藤センター長、徳山副センター長、法安）
次　第	１　開会 ２　会長あいさつ ３　議事 （１）協議事項　①第５期半田市障がい者保健福祉計画について（資料１） ４　その他 ①第４期半田市障がい児福祉計画について（資料２） ②次回の開催案内 ５　閉会

１　開会

司会 （地域福祉課長）	・No.14 半田公共職業安定所の推薦委員が草野佳代子委員に変更となった。草野委員から自己紹介があった。 ・委員２０名中１４名が出席しており、設置要綱第７条第２項の規定により会議が成立することを報告。

２　会長あいさつ

会長	大学で障がいのある方と学生が一緒に授業を受ける取組みを行っている。その中で、大学進学を希望しながら、受入れ体制やサポート、市町村のサービスや事業所の状況が整わず、進学を諦めざるを得なかった方の話を聞いた。 制度やサービスがあっても、それがうまく整わないことで本人の挑戦や夢を諦めざるを得ない状況は、本来ない方がよい。自立支援協議会は、そうしたことを丁寧に話し合える場だと改めて感じた。 本日は、計画が本人の言葉や思い、夢を一つずつかなえられる仕組みになっているかという視点で見ていただき、忌憚のない意見をいただきたい。この３年間、皆で実現できる有意義な計画にしていきたい。

３　議事　（１）協議事項　①第５期半田市障がい者保健福祉計画について

（設置要綱第７条第１項の規定により、吉川会長が議長となる。）

【第１章～第３章】	
事務局	＜第１章　計画の策定にあたって（１～４ページ）＞ ・障害者基本法に基づく障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく第８期障がい福祉計画を一体的に策定する。第１～４章が障がい者計画、第５章が第８期障がい福祉計画であり、計画期間は令和９年度から令和１１年度までの３年間である。 ・章立て等の枠組みは第４期計画を引き継いでいる。策定にあたっては、各部会を中心にこれまでの取組を評価・整理し、事業所や当事者へのアンケート結果も反映した。計画の推進も各部会を中心に行い、必要に応じて部会等を設置・統合しながら、本協議会で進捗を確認していく。 ＜第２章　半田市の現状と課題（５ページ～）＞ ・障がい者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和８年度には人口に対する割合が５．４％を超えた。 ・身体障がい者手帳は直近で減少傾向に転じている（６５歳以上が約７割を占めることや人口減少による自然減が影響）。療育手帳は令和３年度から８年度で１．１５倍、精神障がい者保健福祉手帳は約１．５倍に増加している。 ・課題整理（１１ページ）では、子ども部会で国の基本指針を踏まえ「地域におけるインクルージョンの推進」を、地域づくり部会で人材の「育成」に加え「確保」を追加した。１２ページ以降にアンケートから見えた課題や当事者の声を掲載している（詳細は６３ページ以降の資料編）。 ＜第３章　基本構想（１５ページ～）＞ ・基本理念「地域のつながりとともに、より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ」は第４期計画から引き継ぐ。基本方針４（支え合う仕組み）は、今年度策定の上位計画である第３次半田市地域福祉計画の基本理念に基づき改めた。 ・重点課題（１６ページ）は第４期計画を引き継ぎ、継続して取り組む。
議長	ボリュームが多いので、後から気付いた点があれば、戻って質問いただいても構わない。
	（質疑なし）
【第４章　基本計画（１～４）】※各部会長欠席の項目は事務局が代理で説明	
事務局（子育て相談課）	＜１　子どもの発達支援＞国の基本指針を踏まえたインクルージョンの推進、保育園等と児童発達支援事業所の連携会議の継続、放課後児童クラブへのアドバイザー巡回、インクルージョン推進の場（加配職員、保育所等訪問支援、医療的ケア児の地域の学校での受入れ等）を追記した。
事務局	＜２　就労支援＞方向性は第４期計画を継承。令和７年１０月開始の「就労選択支援」をはじめとするアセスメント体制の整備を現状と課題に追記した。 ＜３　地域での生活支援＞地域生活支援拠点等の機能強化（体験的宿泊・グループホーム体験利用）、地域移行支援、当事者同士の交流とつながりづくりを柱とし、医療・保健など他分野との連携強化を追記した。

権利擁護部会長	＜４　権利擁護と差別解消＞民間事業者の合理的配慮の義務化（令和６年４月）や手話施策推進法の施行を反映した。今年度は、保育園での当事者との交流、啓発動画の作成、歯科アンケート、飲食店への啓発、成年後見制度利用促進計画との連携、虐待防止の啓発等に取り組んでいる。
委員	（１）子どもの発達支援について、１９ページの「目指す将来像」は誰が主体なのか。保護者や支援者が目指す姿が、子ども自身のなりたい自分と一致するとは限らない。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」が基本である。 なぜ障がいのある子だけが、周りに将来像を決められなければならないのか。大切なのは、それぞれのライフステージで、他者に貢献できている感覚を持ち、自分はここにいていいと実感できることであり、そのためにどのような環境の調整が必要かを考えることである。子どもは「いつも助けられる側」であることに敏感で、傷つくこともある。 インクルージョンについても、特別な子のためのものではなく、全ての子どもに必要なものであるという共通理解が必要である。個別の支援計画等を大人だけで決めていないか。言葉にならない思いも含めてすくい上げることが大切であり、子ども自身の思いを大切にする視点を計画に入れてほしい。 （２）就労支援について、法定雇用率が引き上げられる中、特別支援学級の卒業生が一般の高校、専門学校、通信制高校、大学等へ進学するケースが増えている。そうした学校にも自立訓練や就労移行支援の情報を提供し、在学中から見通しを持って準備できるようなガイダンス的な取組を盛り込んでほしい。
事務局（子育て相談課）	ご指摘のとおりと受け止めた。児童発達支援は低年齢の子どもが対象で自己発信が難しい面もあるが、年齢や障がいの有無に関係なく、子どもがどうありたいかが一番大事である。障がい児福祉計画の基本目標にも子どもが目指す将来像を掲げている。関係機関の間で食い違いが生じて子どもを混乱させることのないよう共有していきたい。インクルージョンについても、本来の意味を関係機関で考え、共有しながら進めていきたい。
事務局	就労部会を中心に特別支援学校との連携を進めているが、大学や通信制高校等には届いていない方もいると考える。就労選択支援は在学中から本人の就労先の選択を支援するサービスであり、今年度は特別支援学校の協力を得て夏休みにアセスメントを実施した。実際の運用の中で引き続き検討していきたい。
議長	こども基本法では、子どもの意見表明の機会の確保と意見の尊重が定められている。言葉だけでなく、行動や態度、カード等も活用し、年齢に応じて本人の意思をくみ取ってほしい。 大学・専門学校の視点はこれまで行き届いていなかったと感じた。大学から紹介される就労移行支援事業所が遠方であったり本人に合わなかったりすることもあり、在学中に地域でつながっておくことは重要な視点である。
【第４章　基本計画（５～８）】	
事務局	＜５　多様化・高度化する障がい支援への対応＞記載は現行計画から大きく変わらず、強度行動障がい支援者養成研修等のスキルアップや、サービスにつながりにくい世帯へのチーム支援を継続する。

事務局（相談支援センター）	＜６　サービスの質の向上＞基幹相談支援センターと行政が協働して相談支援事業所を訪問するフォローアップ、初任者向けの通年研修、事業所間ネットワークの強化、医療・介護・障がいの相互理解と連携を追加した。
事務局	＜７　福祉人財の確保・育成＞タイトルに「確保」を追記。他分野やハローワーク等との連携により、世代や国籍を問わず多様な人材を確保する視点を盛り込んだ。 ＜８　地域づくりと社会参加支援＞「ふくし井戸端会議」を「多機関連携会議」に修正。防災（福祉避難所、事業所ＢＣＰ、緊急時・災害時対応プラン）や、制度の境目で途切れない連携に取り組み、生活困窮・ひきこもり相談窓口との連携を追加した。
委員	医療的ケア児等への支援について伺う。本校高等部３年生に、人工呼吸器の管理などの医療的ケアが必要で、在宅就労を目指している生徒がいる。訪問看護・訪問介護等のサービスを受けながら働くことが市内では難しく、名古屋市に転居して在宅就労する流れになっている。計画に「地域で暮らし続けられる支援体制を整備する」とあるが、今後、市内で実現できる見通しはあるか。
事務局	昨年度の就労アセスメントや関係機関から相談をいただいたケースと認識している。制度や地域資源の状況から市内での実現が難しくなっていることは申し訳なく感じている。住み慣れた地域でと掲げながら、制度の壁や地域資源の不足で実現に至っていないことは課題である。受入企業やヘルパー事業所の事情もあり、近い将来に体制が整うとお答えすることは難しいが、引き続き地域資源や制度を確認しながら進めていきたい。
議長	この町に生まれてよかった、ここで暮らせて幸せだったと思える半田市になることが重要である。転居すると同級生と離れ、社会参加がさらに難しくなることも懸念される。事業所の状況もあるが、うまく組み合わせて、この町で暮らし続けられるようにしてほしい。
委員	手話奉仕員養成講座は定員を超える応募があり、受講できなかった方もいたようである。また、「幼少期からの手話理解の推進に努めます」とあるが、具体的にどのような取組か。
事務局	手話奉仕員養成講座は定員を超える応募をいただく人気の講座であることを踏まえ、入門課程・基礎課程を隔年実施から毎年実施できるよう検討している。幼少期からの手話理解の推進は、当事者の協力を得て保育園・幼稚園等で障がい理解イベントを行い、交流を通じて早い段階から学ぶ機会を設ける取組をしている。
委員	小さい頃から学べば誰でも手話ができるようになる。手話のトランプを自作したが、そうしたものがあると楽しく学べると思う。
議長	手話に限らず、多様なコミュニケーション手段を幼少期から柔軟に学べることは重要な課題である。
【第５章　第８期半田市障がい福祉計画】	

事務局	・国の基本指針に基づき、サービス見込量と数値目標を定めた。基本的な方針から「人材の確保・定着」の記載がなくなったが、指針で基本的事項に位置付けられたためであり、市としては引き続き取り組む。 ・数値目標：①施設入所者の地域移行（令和１１年度末までに２人以上、入所者３９人以下）、②精神障がいにも対応した地域包括ケア（協議の場年３回以上、新規に心のサポーター養成研修年１回）、③一般就労への移行等（就労選択支援は、囲い込み防止のため県への指定申請前に本協議会による事前評価を求めることを追記）、④地域生活支援拠点等の年１回以上の検証、⑤望まないセルフプラン０件の維持、⑥サービスの質の向上。 ・見込量：就労継続支援Ｂ型とグループホームは大幅な増加を見込む。一方、強度行動障がいや医療的ケアに対応できる事業所が不足し、自立訓練は市内に事業所がない。訪問系はヘルパー不足が続いている。 ・数値の達成のみを目的とせず、毎年度点検・評価し、必要な見直しを行う。
委員	４５ページの「就労定着率７割以上の事業所の割合２５％」について、就労後何か月時点での定着率か。
事務局	６か月時点を想定している。
委員	５８ページの成年後見制度法人後見支援事業の記載について、計画が「第１期」ではなく「第２期」となっているので修正をお願いしたい。
事務局	修正する。
議長	８ページの精神障がい者保健福祉手帳の所持者数が大きく増えている。手帳を持つこと自体が悪いわけではないが、予防や重症化防止、早期発見、福祉教育の視点は、計画のどこに記載されているか。
事務局	４３ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築において、保健・医療・福祉関係者の協議の場を設け、それぞれの役割に取り組んでいく。保健部局では既に取組の実績がある。新たに追加した心のサポーター養成研修が、計画上のメンタルヘルスの予防的な支援に当たると考えている。
議長	精神疾患を発症する方が若年化しているので、学校や若い世代が気軽にアクセスできる取組となることを期待する。
委員	心のサポーターがどれくらい増え、実際に精神疾患のある方とどのように接点を持つのかがわからない。精神疾患は思春期に初発することが多いが、学校の教員は子どもから見ると成績をつける評価者でもあり、相談しにくい面がある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭など、評価をしない立場の方の方が相談しやすい場合もある。研修を受けた人が誰であれば子どもが相談しやすいのか、具体的なターゲットを考えて進めると実効性が高まると思う。
事務局	ご指摘のとおりである。心のサポーター養成研修は国が定める２時間の研修であり、学校の授業時間の枠では実施が難しい面がある。健康課では生徒同士の支え合いも念頭に置いている。研修の回数にかかわらず、子どもの頃からのメンタルヘルスは市全体の課題と捉えており、他の施策も含めて取り組んでいきたい。

【全体を通して】	
議長	不明点や意見は、１０月２８日（水）までに事務局へお寄せいただきたい。事務局は意見を再検討し、必要な箇所を修正して早急に委員に知らせること。
事務局	計画の内容が変わる場合は改めて連絡する。１月にパブリックコメントを実施し、その意見を再検討したものを最終案として次回の協議会でお諮りする。

４　その他

①第４期半田市障がい児福祉計画について	
子育て相談課	・障がい児福祉計画は、障がい児福祉計画庁内検討会議で策定するため、本協議会では協議事項ではなく、その他事項として扱う。児童福祉法に基づく計画で、計画期間は令和９年度から令和１１年度までの３年間。 ・６つの重点施策の骨組みは現行計画を引き継ぎ、第３期計画の評価、国の基本指針、社会情勢の変化を踏まえ、子ども部会の意見を伺いながら修正した。 ＜第３期計画の評価を踏まえた修正＞ ・１５ページ：保育園等と児童発達支援事業所の連携会議の実施を新たに記載。 ・２１ページ：保育園・小中学校における医療的ケア児の受入体制の整備。設備面の配慮が必要な方は、バリアフリーに近い学校を定めて同じ中学校区で受け入れるよう整理しており、今後の学校の建替え等やニーズに応じて検討していくことを追記。 ・２３ページ：放課後児童クラブへのアドバイザー巡回・勉強会の実施や、受入れについて担当課に相談いただく体制を記載。 ＜国の基本指針を踏まえた修正＞ ・１３ページ：児童分野でも「望まないセルフプラン０件」の継続を明記。 ・２５～２８ページ（柱６）：インクルージョン推進のための関係機関の連携の場について、新たな会議体は設けず、子ども部会に関連する既存の取組（連携会議、医療的ケア支援に係る検討会等）を相互に把握・連携する場として整理して記載。 ＜社会情勢の変化を反映した修正＞ ・１０ページ：令和７年夏から実施している５歳児健康診査を追記。 ・１１ページ：就労アセスメントの記載を、就労選択支援に対応した内容に変更。 ・内容は現時点の案であり、表現等は一部修正が生じる場合がある。意見は１０月２８日（水）までに事務局へお寄せいただきたい。来年１月にパブリックコメントを実施し、修正があれば次回の協議会で示す。
②次回の開催案内　③その他	
司会 （地域福祉課長）	次回は、令和９年２月２４日（水）午前１０時から、市役所４階大会議室で開催予定。

５　閉会

以上